

④ 第9期保険料について

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階別に設定することとなっており、国が示す基準段階から、市町村の状況に応じて多段階化や保険料率の変更が可能となっています。

本市では、介護保険制度の持続可能性を確保し低所得者への負担軽減、被保険者の負担能力に応じた保険料負担の観点から、第9期介護保険事業計画では、国が示す13段階をさらに15段階とします。

月額保険料基準額

6,880円 (年額 82,560円)

【所得段階別保険料】

所得段階	対象者	保険料の調整額	保険料額	
			月額(円)	年額(円)
第1段階	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯員全員が市民税非課税者 ●本人及び世帯員全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.455 (0.285)	3,130 (1,960)	37,560 (23,520)
第2段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、かつ120万円以下の人	0.685 (0.485)	4,712 (3,336)	56,544 (40,032)
第3段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.690 (0.685)	4,747 (4,712)	56,964 (56,544)
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に課税者がいる人で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.900	6,192	74,304
第5段階	本人が市民税非課税で世帯内に課税者がいる人で合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	1.000	6,880	82,560
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.200	8,256	99,072
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.380	9,494	113,928
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.650	11,352	136,224
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.900	13,072	156,864
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	2.100	14,448	173,376
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.300	15,824	189,888
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.400	16,512	198,144
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	2.500	17,200	206,400
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.600	17,888	214,656
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人	2.800	19,264	231,168

※第1段階から第3段階は低所得者保険料軽減のために公費が投入され（ ）書きになります。
※小数点以下切り捨てとしています。

パールプランいしがき
石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(第9期:令和6年度～令和8年度)
概要版

令和6年3月
石垣市 福祉部 福祉事務所 介護長寿課

〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里672
TEL: 0980-82-7158 FAX: 0980-83-5525

石垣市 高齢者福祉計画 ・ 介護保険事業計画

パールプランいしがき

第9期：令和6年度～令和8年度



▶ 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

2025年には、我が国ではいわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となります。そして高齢者の5人に1人が認知症となり、その数は700万人に達すると言われています。さらに、その先の2040年にはいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、急速な高齢化の進行に加え、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の更なる増加や認知症高齢者の増加、介護する家族の負担の増加や高齢者虐待など様々な問題への対応が急務となっています。加えて、労働人口（担い手）が大幅に減少することが予想されており、介護をはじめとする社会保障の負担が一層増大していくことや、介護の担い手不足の更なる深刻化が考えられます。

本市では、令和3（2021）年3月に「石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」を策定し、「すべての高齢者が 健康で 活き活きと 安心してくらせるまち ユイマールいしがき」の実現を目指し、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしく充実した暮らしが送れるような体制づくりを推進してきました。

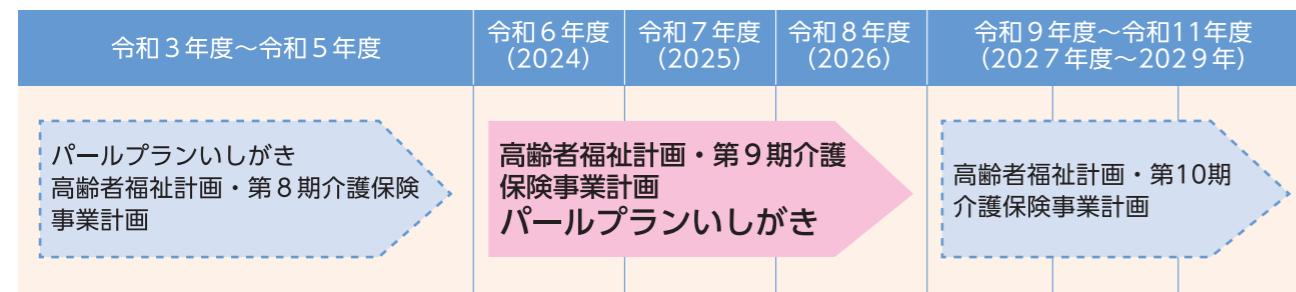
また、国からは、第9期介護保険事業計画の策定に向けて地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保する検討を進めていくことが示されました。

こうした2025年及び2040年の状況を見据えた上で、社会経済情勢の変化、また、感染症等がもたらす新たな課題にも対応しながら、引き続き、総合的、計画的に推進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、本計画という。）を策定します。

計画の期間

高齢者福祉計画は、介護保険事業計画との整合性を図るものとして、計画期間を同時期とします。

計画の期間は、令和6年度を初年度として令和8年度までの3か年間とします。



SDGsとの関連

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27（2015）年9月の国連サミットで、国連加盟国193か国すべての国の合意により採択されたもので、2030年までに持続可能でより良い世界を目指すため、貧困撲滅、自然環境、経済成長、不平等の解消などの17の目標（ゴール）と、169の具体的な活動（ターゲット）により構成されています。

SDGsは、先進国・途上国共通の目標であり、「誰一人取り残さない」という理念の下、すべての国において、行政、企業、教育機関などのあらゆるステークホルダー（関係者）が役割を重視し、経済、社会、環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととして合意された普遍的なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

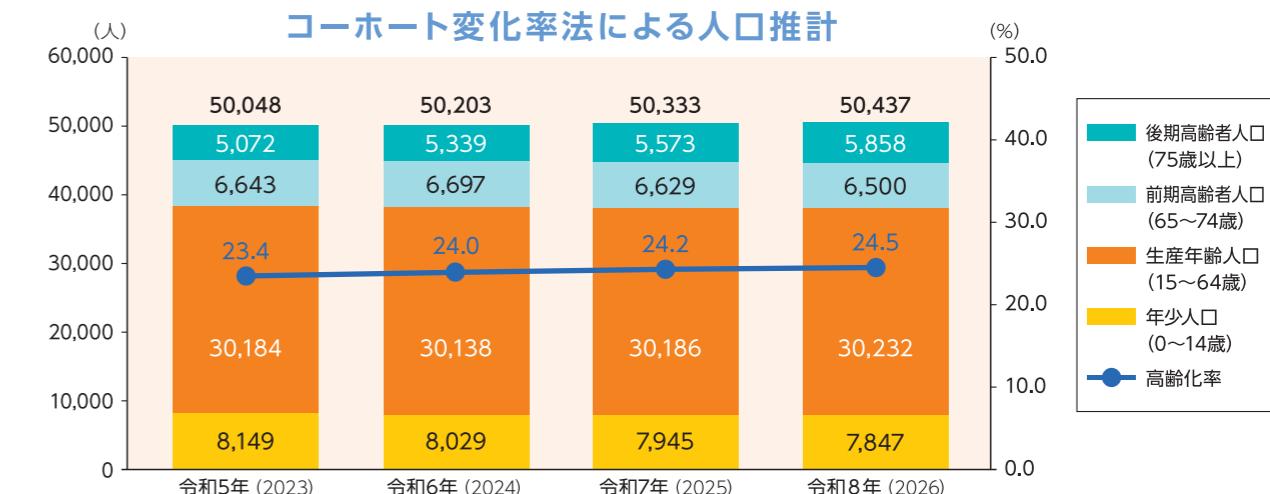
本市においても、関連する開発目標について、本計画の各施策を推進していきます。

▶ 人口推計

総人口の推計

総人口および高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は緩やかに増加を続け、令和8年は総人口50,437人、高齢化率24.5%になることが予想されます。

令和5年から令和8年にかけ、年少人口は緩やかに減少し、生産年齢人口は概ね横ばいとなっています。令和6年以降、前期高齢者人口は緩やかに減少している一方で、後期高齢者人口は増加で推移しています。



要支援・要介護認定者数の推計

「見える化」システムによる本市の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和27年には令和6年の約1.5倍の3,030人となっています。

第9期計画間中の認定率は概ね横ばいとなっており、それ以降上昇を続け、令和27年には21.0%となっています。

単位:人、%

	本計画期間推計			長期推計（参考）			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
第1号被保険者数	12,036	12,202	12,358	12,779	13,186	13,810	14,460
第1号被保険者認定者数	1,985	2,011	2,025	2,194	2,466	2,832	3,030
要支援1	146	146	145	160	186	210	218
要支援2	302	302	302	334	382	424	440
要介護1	339	345	348	380	438	489	507
要介護2	319	325	329	350	394	456	489
要介護3	297	303	305	333	366	427	469
要介護4	358	365	369	393	435	516	566
要介護5	224	225	227	244	265	310	341
第2号被保険者認定者数	55	55	55	55	55	55	53
要支援1	8	8	8	8	8	8	9
要支援2	5	5	5	5	5	5	5
要介護1	8	8	8	8	8	8	7
要介護2	12	12	12	12	12	12	11
要介護3	6	6	6	6	6	6	6
要介護4	6	6	6	6	6	6	6
要介護5	10	10	10	10	10	10	9
認定者合計	2,040	2,066	2,080	2,249	2,521	2,887	3,083
認定率 (第1号被保険者のみ)	16.5	16.5	16.4	17.2	18.7	20.5	21.0

施策体系

基本理念								
住み慣れた地域で ともに支え合い 安心して健やかにくらせるまち ユイマールいしがき								
基本方針								
16 平和と公正を すべての人に 								
17 パートナーシップで 目標を達成します 	基本施策1 総合的な相談支援体制の強化	3 すべての人に 健康と福祉を 	基本施策2 介護予防事業の推進	8 健康いじめ 根絶活動を 	基本施策3 健康と生きがい づくりの推進	10 人や国の不平等 をなくそう 	基本施策4 地域における支え 合い活動の推進	11 住み慣れらる るまちづくりを 
【個別施策】	【個別施策】	【個別施策】	【個別施策】	【個別施策】	【個別施策】	【個別施策】	【個別施策】	【個別施策】
1-1 地域包括支援センターの体制充実 1-2 在宅医療・介護連携の強化 1-3 地域ケア会議の推進 1-4 生活支援体制整備の推進 1-5 権利擁護・虐待防止	2-1 介護予防・生活支援サービス事業の充実 2-2 自立支援・重度化防止に向けた取組	3-1 健康づくりの推進 3-2 生きがい・社会参加の促進	4-1 見守り・支え合いに関する体制整備 4-2 地域活動団体等の活性化支援	5-1 支援体制の充実 5-2 普及啓発の推進	6-1 福祉サービスの充実	7-1 高齢者に配慮した住まいの支援 7-2 人にやさしいまちづくりの推進	8-1 防犯対策の充実 8-2 防災対策の充実 8-3 感染症対策の実施	9-1 介護給付の適正化 9-2 介護人材の確保および介護サービスの質向上 9-3 介護サービス提供環境の充実
基本施策7 居住環境の充実と バリアフリーのまちづくり	9 産業と技術革新の 基盤をつくりよう 	基本施策8 防犯・防災対策の 充実	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	基本施策9 介護保険サービスの適切な 運用と制度の円滑な実施				

個別施策の推進

基本施策1 総合的な相談支援体制の強化

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるのが地域包括ケアシステムです。

高齢者を中心として進められてきた地域包括ケアシステムは、地域住民が求める支援ニーズが複雑化・複合化してきたことを受け、今後、高齢者だけでなく子どもや障がい者などを対象として「地域共生社会」の実現に向けた進化が求められています。そのため属性を問わない1. 相談支援、2. 参加支援、3. 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制の整備も求められています。

地域包括ケアシステムの構築・強化に向けて、地域包括支援センターがその中核的な機関となり、関係機関とのネットワークの構築や、地域ケア会議の充実、生活支援・介護予防の充実、相談事業の充実などに取り組みます。

さらに、地域包括支援センターが担う役割と業務量に応じた専門職の適正配置を図り、円滑な運営の継続に努めます。

高齢者に関する様々な相談に対し、迅速かつ適切に対応できる専門職員の資質向上を図るとともに、認知症支援推進員、生活支援コーディネーター、相談協力員、医療・介護に関わる専門職等との連携を強化し、必要な人を必要な支援、サービスにつなげていくことのできる体制の構築を進めます。

- [具体的事業]
- (1) ワンストップ相談体制の構築
 - (2) 地域の医療・介護の資源の把握
 - (3) 地域ケア個別会議の開催
 - (4) 生活支援コーディネーターの複数配置
 - (5) 権利擁護等相談・支援体制の整備推進

基本施策2 介護予防事業の推進

高齢者が要支援・要介護状態にならないよう、また何らかの介護が必要になっても、その重度化を防ぎ、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護予防事業を推進します。

近年の人口動態によると、75歳以上の高齢者が増加し、高齢化率も上昇しています。同時に要介護認定者が増加しており、今後もさらに増加することが見込まれます。世帯に着目すると、要介護状態につながるリスク該当者は一人暮らしの高齢者が多いですが、一人暮らしの高齢者世帯数は増加の一途を辿っています。

日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、要介護状態につながるリスクのうち、認知機能の低下、うつ傾向、転倒リスクに該当する人が多く、介護が必要になった主な原因は、高齢による衰弱や骨折・転倒が多くなっていることから、閉じこもり防止や交流等を目的とした高齢者の居場所は、今後も求められています。

このような中、本市では、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、高齢者の個別の状況に応じた効果的・効率的な介護予防サービスの提供に取り組んでいます。

今後も、個人情報の取扱を配慮したデータを活用しながら、PDCAサイクルに沿って介護予防サービスの提供体制づくりに取り組むとともに、保険者機能強化推進交付金等の活用も含めて、施策を充実・推進させ、介護予防の普及・啓発については、引き続き効果的な情報提供を図っていきます。

- [具体的事業]
- (1) 訪問型サービス・通所型サービス
 - (2) 介護支援専門員への支援
 - (3) 介護予防把握事業
 - (4) 介護予防普及啓発事業

基本施策3 健康と生きがいづくりの推進

市民一人一人がそれぞれのライフステージに応じて、日頃から介護予防に取り組むことが重要です。特に、高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病は、日々の健康づくりによって防ぐことができます。疾病にかからないように食生活や運動習慣をはじめとした望ましい生活習慣を身につける（一次予防）とともに、できるだけ早く疾患を発見する（二次予防）ことが求められます。

生活習慣病対策と介護予防の連携の観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、身近で効果的な健康づくりと介護予防の取組を進めます。

また、高齢者がいつまでも健康で、生きがいを持った生活を送ることができるよう、健康づくりのための事業と、生きがいづくりに向けた様々な地域活動の活性化と高齢者の参加促進、就労支援などの取組を進めていきます。

- [具体的事業]
- (1) 健康相談事業
 - (2) 各種健康診査、がん検診、予防接種等
 - (3) 敬老慰安事業（敬老慶祝訪問、生年祝式典）
 - (4) 地域ふれあいサロン事業

基本施策4 地域における支え合い活動の推進

本市では、みんなで力を合わせお互いの生活を支える共生社会の創設（共助のまちづくり）という視点で、「新たな支え合い」の仕組みづくりに向け取り組んでいます。

今後も自助・互助・共助体制の構築により、見守り・支え合い支援ネットワークの構築に必要な社会資源を把握し、関係機関との調整協議の上、ネットワークの構築を目指します。

- [具体的事業]
- (1) 地域福祉をリードする人材の育成
 - (2) ボランティアの育成と活動支援
 - (3) 地域活動団体等の活性化支援
 - (4) 老人クラブ活動支援

基本施策5 認知症施策の推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果において、高齢者の各種リスク要因の中で認知症状の占める割合は高くなっています。また、在宅介護実態調査の結果では、介護者が不安に思う介護の内容として認知症状への対応の割合が高くなっています。これらの結果からは、今後認知症高齢者の数は増加していくことが予想され、本人及び介護者に対する支援はより重要になっていくものと考えられます。

国の認知症施策大綱では、認知症になつても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めていくこととされており、本市においても、これらの取組を進めていきます。

- [具体的事業]
- (1) 認知症に対する相談体制の充実・認知症地域支援推進員の設置
 - (2) 認知症家族介護者への支援
 - (3) 認知症予防講演会の開催
 - (4) 認知症サポーター養成講座の開催

基本施策6 各種生活支援事業の充実

高齢になつても、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送れるよう、各種福祉サービスの推進とともに、移動、外出などの活動を支援する体制整備を進めます。

また、介護家族に対しても、在宅介護の継続を支援するための情報提供や慰労事業について取り組んでいきます。

- [具体的事業]
- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 軽度生活支援事業 | (4) 移動支援サービスの充実 |
| (2) 食の自立支援事業 | (5) 家族介護教室の開催 |
| (3) 高齢者等外出支援事業 | (6) 介護用品支給事業 |

基本施策7 居住環境の充実とバリアフリーのまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を継続できるよう、生活ニーズに応じた住まいを適切に選択できるよう、住まいの種類や特徴に関する情報提供を行うとともに、既存の住宅のバリアフリー化に取り組みます。そのほか移動を含む様々な生活環境の利便性向上やバリアフリー化に取り組み、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

- [具体的事業]
- (1) 住宅のバリアフリー化の促進
 - (2) 公営住宅等におけるバリアフリー化の推進
 - (3) 誰もが生活しやすい環境づくりの推進
 - (4) 移動交通環境の整備

基本施策8 防犯・防災対策の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、事件や犯罪被害に巻き込まれないための防犯対策や、近年多発している台風、地震、津波等の自然災害に備えるとともに、支援を必要とする高齢者の把握と、迅速かつ適切な避難誘導体制の構築を含めた防災対策の充実を図ります。防災に関する啓発や防災訓練への参加促進など日頃からの防災意識の向上に取り組み、災害に強いまちづくりに努めます。

また、関係機関等が連携した感染症発生時の支援体制を構築します。

- [具体的事業]
- (1) 関係機関と連携した防犯パトロールの強化
 - (2) 被害防止の啓発活動の推進
 - (3) 要援護者台帳の登録・更新
 - (4) 災害ボランティアの育成

基本施策9 介護保険サービスの適切な運用と制度の円滑な実施

介護保険制度が平成12年に創設されて以来、サービスの利用者やサービスの提供事業者数が増加し、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして定着してきましたが、今後要介護認定者がさらに増加することを見据えて、必要な時に必要なサービスが提供できるよう、提供体制の確保に努めています。

高齢になつても健康で自立した生活を送れるよう、また介護が必要になつても重度化を予防し、できる限り住み慣れた地域での生活を継続していくことができるよう、介護保険事業を推進していきます。

- [具体的事業]
- (1) 地域課題の検証と事業評価
 - (2) 介護認定の適正化・審査の簡素化（主要事業）
 - (3) 外国人材を含む多様な介護人材の確保
 - (4) 介護現場の安全性の確保